

**横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス
平成29年度入居団体審査について**

1 趣旨

横浜市では、市民と行政の協働により市民公益活動が活発に行われる環境を整備し、市民の相互連携を促進するとともに、様々な主体が公共を担う社会の形成に寄与することを目的として、横浜市市民活動支援センター事業を実施しています。

「市民活動共同オフィス」は、横浜市市民活動支援センターの一機能として、市内において非営利な市民公益活動を行う団体に、活動の場（共同の事務所スペース）と交流の場を提供することを目的に設置しています。入居団体には、事務スペースを有効に活用し活動の充実を図って頂くとともに、他の団体との連携・交流を通して、新たな「協働」の取組へと発展させて頂くことを期待しています。本事業に関する横浜市市民協働推進委員会市民活動支援センター事業部会での審議は以下の通りとなっており、横浜市市民協働推進委員会での調査審議を依頼するものです。

2 施設の概要

- (1) 所在地 みなとみらい21クリーンセンタービル5階（横浜市市民活動支援センター内）
- (2) 総床面積 約150㎡
- (3) 利用時間 9時から21時まで（日曜・祝日は9時から17時まで）
- (4) 休業日 施設点検日、年末年始
- (5) 管理運営 横浜市市民活動支援センター運営事業実施主体

3 現在の入居状況（平成28年9月1日現在）

| タイプ | 面積 | 使用団体 | 月額使用料 |
|-----|-------|------|---------|
| A | 10㎡ | 2団体 | 20,000円 |
| B | 5㎡ | 4団体 | 10,000円 |
| C | 2㎡ | 4団体 | 4,000円 |
| D | 1.25㎡ | 1団体 | 2,500円 |

4 応募資格

次の項目すべてを満たす市民公益活動を行う団体とします。

- (1) 営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っており、組織の運営に関する規則（団体の定款、規約・会則等）がある団体
- (2) 5名以上の会員で組織している団体
- (3) 横浜市内で活動している団体
- (4) 予算・決算を適正に行っている団体
- (5) 活動の内容が、次のいずれにも該当しない団体
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動
 - エ 公益を害するおそれのあるものの活動
- (6) 活動の内容及び団体の代表または役員等が、次のいずれにも該当しない団体。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況を

いう。)にある者

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

エ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者

オ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

(7) 現横浜市市民活動共同オフィスでの通算入居期間が3年に満たない団体。

5 入居団体審査基準

別添資料5-2をご参照ください。

6 審査基準点

210点（満点350点）

7 応募団体及び審査評価点（別添資料5-3、5-4をご参照ください。）

| | 団体名 | 希望タイプ※1 | 審査評価点 (点) | 入居年数 (年) |
|----|---------------------------|---------|--------------|-------------|
| 1 | かながわコミュニティ学習支援実践研究会 | D | 290 | 新規 |
| 2 | 特定非営利活動法人 JAEA | B | 276 | 1 |
| 3 | 横浜学校支援ネットワーク | C | 270 | 新規 |
| 4 | 認定特定非営利活動法人 キャンサーネットジャパン | B | 264 | 2 |
| 5 | ヤングコミュニティ | C | 263 | 新規 |
| 6 | かながわヘリテージマネージャー協会 | C | 258 | 新規 |
| 7 | 特定非営利活動法人 神奈川まちづかい塾 | C | 250 | 1 |
| 8 | 特定非営利活動法人 グランマ | B | 250 | 1 |
| 9 | 横浜日独協会 | D | 244 | 新規 |
| 10 | 特定非営利活動法人 分譲マンション管理相談センター | A | 228 | 2 |

※1 審査評価点が審査基準点を上回った団体についての事務スペースタイプ

Aタイプ（10㎡）：1団体（事務ブース数：2）

Bタイプ（5㎡）：3団体（事務ブース数：4）

Cタイプ（2㎡）：4団体（事務ブース数：6）

Dタイプ（1.25㎡）：2団体（事務ブース数：2）

8 選考結果通知文（案）

別添資料5-5をご参照ください。

9 平成28年度第3回横浜市市民協働推進委員会市民活動支援センター事業部会

(1) 開催日時 平成28年9月15日(木) 9時10分から15時40分まで

(2) 市民活動支援センター事業部会名簿

| 役職 | 氏名 | 所属等 |
|------|-------|-------------------------|
| 部会長 | 入江 直子 | 神奈川大学 名誉教授 |
| 専門委員 | 坂口 緑 | 明治学院大学 社会学部教授 |
| 専門委員 | 鈴木やよい | 特定非営利活動法人 横浜市民アクト理事 |
| 委員 | 田邊 裕子 | 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会地域活動部長 |
| 専門委員 | 山根 誠 | 特定非営利活動法人 親がめ理事長 |

(3) 審査について

入江部会長の関係団体が応募していることから、審査についての議事進行は職務代理者である山根専門委員が行いました。また、入江部会長は、当該関係団体の審査及び審議には加わらないこととしました。

横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス

入居団体審査基準

1 基本的な評価事項

横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス入居団体募集要項により、入居団体を募集し、横浜市市民協働推進委員会市民活動支援センター事業部会（以下「部会」という。）が審議し、評価点（合計点）の高いものから、順位をつけるものとします。部会の審議結果を、横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）で審議します。

事務スペース等の設置数及び入居団体数については、入居団体の希望状況や選考結果により、弾力的に取り扱います。

【募集团体数】

| タイプ | 面積 | 募集ブース数 | 設備内容等 | 使用料 ※予定額 |
|-----|---------------------|--------|---|-----------------|
| A | 10 m ² | 2団体程度 | 机(2)、椅子(4)、キャビネット(2)、電気コンセント、電話回線等 ※パーテーション有り | 19,000円 (月額) |
| B | 5 m ² | 4団体程度 | 机(1)、椅子(2)、キャビネット(1)、電気コンセント、電話回線等 ※パーテーション有り | 9,500円 (月額) |
| C | 2 m ² | 6団体程度 | 机(1)、椅子(1)、キャビネット(1)、電気コンセント、電話回線等 ※パーテーション無し | 3,800円 (月額) |
| D | 1.25 m ² | 2団体程度 | 長机(1)、椅子(1)、キャビネット(1)、電気コンセント等 ※パーテーション無し ※長机を複数団体で共有 | 2,400円 (月額) |

2 評価点

審査基準に従い、提出された書類を審査し、評価点を与えます。

一人当たりの評価点の満点は70点とし、部会員の評価点の合算を、団体の評価点（合計点）とします。

【応募提出書類】

- ア 市民活動共同オフィス入居応募申請書
- イ 団体概要書
- ウ 事務スペース等使用計画書
- エ 組織の運営に関する規則（定款・規約・会則等）
- オ 団体パンフレットやイベントのチラシ等、団体の概要が分かるもの
- カ 前年度活動（収支）計算書等、団体の前年度財務状況が分かるもの
- キ 前年度事業報告書等、団体の前年度事業結果が分かるもの
- ク 今年度活動（収支）予算書等、団体の今年度財務状況が分かるもの
- ケ 今年度事業計画書等、団体の今年度事業計画が分かるもの

3 評価点が同点となった場合の対応

- (1) 評価項目3の評価点（合計点）が高い団体を優先します。
- (2) さらに同点の場合は、評価項目4の評価点（合計点）が高い団体を優先します。
- (3) さらに同点の場合は、評価項目7の評価点（合計点）が高い団体を優先します。
- (4) さらに同点の場合は、評価項目5から8（7を除く）までの評価点（合計点）が高い団体を優先します。
- (5) それでもなお同点の場合は、部会員立会いのもと、事務局職員の代理によるくじ引きにより決定します。

4 採点方法

- (1) 各評価項目（評価項目3・4を除く）について、5段階評価を行なうこととします。

| 点数 | 評価 |
|----|----------|
| 5点 | 特に優れている |
| 4点 | 優れている |
| 3点 | 他に該当しない |
| 2点 | 不十分な点がある |
| 0点 | 妥当でない |

- (2) 評価項目3については、平成28年7月6日現在の専用事務所所有の有無により評価を行い、所有していない：5点、所有している：0点とします。
- (3) 評価項目4については、横浜市が設置した市民活動共同オフィスの利用（入居）年数により評価を行い、なし：5点、1年以内：4点、2年以内：3点、3年以内：2点、3年超4年未満：0点とします。

5 審査又は決定にあたっての留意点

- (1) 審査は非公開で行います。
- (2) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。
- (3) 有効点数の60%を基準点とします。
- (4) 部会の委員及び専門委員の関係団体（役員や会員となっている団体）が応募するときは、当該委員は、入居団体の審議には関わらないこととします。その場合の得点については、当該委員以外の委員一人当たりの各評価項目の平均点を算出し（小数点以下第2位まで）、その平均点に委員の数を乗じた点数を各評価項目の得点（小数点以下第2位まで）とし、各評価項目の得点を合算したもの（小数点以下切捨て）を団体の評価点（合計点）とします。
- (5) 委員会の委員の関係団体（役員や会員となっている団体）が応募するときは、当該委員は入居団体の審議には関わらないこととします。
- (6) 上記（4）及び（5）の場合を除き、今回の募集に関して部会の委員及び専門委員、委員会の委員との接触があった者の応募は、無効とします。
- (7) 基準点を満たすものの、入居団体として選考されなかった団体については、ウェイティングリストに掲載し、空きブースが発生した際には、評価点（合計点）の高い順番に、入居を案内します。
- (8) 平成28年度の市民活動共同オフィス入居団体については、平成28年度の実績（使用実績、連携・交流に関する実績等）を、審査の参考とします。使用予定頻度等について、平成28年度の実績と平成29年度の予定が大きく異なる場合は、その理由についてもご記入いただくようお願いいたします。

【基本的評価事項】

＜評価＞ 5点：特に優れている 4点：優れている 3点：他に該当しない 2点 不十分な点がある 0点：妥当でない

| 評価項目 | | 評価の視点・着目点 | 配点 | 評価の 換算式 | 主な判断材料 |
|------|--------------------|---|----|------------|---|
| 1 | 財務状況 | ブース使用料を遅滞なく継続的に支払う経済力が見込まれる。 | 5 | | 様式2（財務状況）、活動計算書、活動予算書 |
| 2 | 団体の活動実績、活動の継続性 | 明確な活動目的（ミッション）に沿って自主的に活動し、実績が上がっている。その実績から、事業の継続性が見込まれる。 | 5 | | 様式2（団体の目的と概要、現在の活動内容、これまでの主な活動経歴）、団体パンフレットやイベントのチラシ等 |
| 3 | 事務所の有無 | 専用の事務所所有の有無について。 ※平成27年7月6日現在の専用事務所所有の有無により評価 【所有していない：5点、所有している：0点】 | 5 | | 様式2（現在の事務所の状況） |
| 4 | 本市からの事務所等の提供・支援実績 | 横浜市が設置した市民活動共同オフィスを利用（入居）したことがある。 ※過去の利用年数により評価 【なし：5点、1年以内：4点、2年以内：3点、3年以内：2点、3年超4年未満：0点】 | 5 | | 様式2（これまでに横浜市から市民活動共同オフィスへの入居等の支援を受けた実績） |
| 5 | 共同オフィスの趣旨の理解度 | 活動の場の提供や自立・入居団体間の連携の意義など、共同オフィスの趣旨を理解している。 | 5 | ×2 | 様式3（全般） |
| 6 | 共同オフィスの必要性 | 共同オフィスの使用目的が明確である。 事務スペースとして計画的な利用が見込まれる。 | 5 | ×2 | 様式3（申込理由、使用目的・方法、使用予定頻度） |
| 7 | 活動の発展性 | 入居することで、活動が将来に向けて発展・活性化していくことが期待できる。 入居希望期間中の活動方針が明確で、入居期間終了後の活動展望が具体的である。 | 5 | ×3 | 様式3（入居期間中の活動方針及び資金確保の考え方、入居により得られる活動への効果、自立、入居期間終了後の活動展望）、事業報告書、事業計画書 |
| 8 | 入居団体間の連携・協調性 | 入居団体間の連携・交流の意義・必要性を理解し、前向きである。また、そのための取組について具体的な考えがある。 | 5 | ×2 | 様式3（入居団体間の連携・交流に関する考え方） |
| 9 | 他団体に対する支援の知識・技能・経験 | 市民公益活動の実績や経験を蓄積しつつあり、入居後、他団体への支援が期待できる。 | 5 | | 様式3（入居後、他団体との交流や支援に活用できる貴団体の特徴・PR等） |
| 計 | | | 70 | | 点 |

平成29年度市民活動共同オフィス 入居応募団体概要一覧

※背景に色がついていない団体が新規応募団体です。

| | 団体名 | 代表者名 | 団体概要(目的) |
|---|-------------------------|-------|---|
| 1 | かながわコミュニティ学習支援実践研究協会 | 入江 直子 | 地域の学習を支える学習支援者を通して、豊かな地域づくりを目指す。 (1) 地域のさまざまな学習を支える学習支援者の実践力を培う講座を行う。 (2) 地域のさまざまな領域の支援者のグループに対して出前研修を行う。 (3) 新しい時代の教育やまちづくりの実現に向け、学校と地域の連携について実践的に研究する。 |
| 2 | 特定非営利活動法人 JAEA | 石津 猛 | 多くの人々に対して、災害事故防止の普及と救護員の養成に関する事業を行い、災害救援と地域安全に寄与することを目的とする。その目的のため、災害救護救援、救命救急法の普及、水難事故防止、スポーツ安全管理を行う。 |
| 3 | 横浜学校支援ネットワーク | 高橋 正尚 | 横浜市の小学校・中学校に対して、出前授業の講師の派遣に関する支援事業を行い、学校と地域・社会の連携により教育の向上に寄与することを目的とする。 |
| 4 | 特定非営利活動法人がん患者ネットワークジャパン | 吉武 哲 | がん患者・家族・社会が、がんと向き合うために科学的根拠に基づくがん医療情報をセミナー開催(年間40本程度)、インターネット(配信動画コンテンツ800以上)、冊子(シリーズ冊子17冊合計70万部発行)等で発信。がん体験者や医療従事者向けの講座を開催し、終了した認定者らによって「がん体験者による、がん患者・家族への相談支援事業【ピアサポート事業】」を実施。 |
| 5 | ヤングコミュニティ | 奈良橋 修 | 15~45歳程度の若者を対象とした、利用者が働いている・働いていないにかかわらず、気軽に集まって交流し、学びの場となることができる居場所を作ることが目的とする。 |
| 6 | かながわヘリテージマネージャー協会 | 池田 誠之 | 神奈川県内に残る歴史的建造物などの歴史的資源について、価値や魅力を明らかにし、地域住民と共有を図りつつ保全活動を行い、誇りに満ちた活気あふれるまちづくりに貢献する。 |
| 7 | 特定非営利活動法人 神奈川まちづくり塾 | 小林 紘子 | 神奈川県内において、まちの歴史的資源の調査や記録を行い、それらの新たな保全利活用及びその価値や魅力について地域の方々と協力して考え、その地域に固有の記憶と歴史が横溢する他にない魅力に満ちた町づくり、生活文化継承のために、地域の方々と共に行動をおこし、あるいは活動の後押しをすることを目的とする。 |
| 8 | 特定非営利活動法人 グランマ | 大塚 幸江 | シニア世代が今までの人生で得た経験や知識技術を活かし、子育てや障害福祉に関する事業を行うことで、子どもの健全な育成と夢多き豊かな高齢者社会の実現と多世代間の関わりのある元気なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。 |

平成29年度市民活動共同オフィス 入居応募団体概要一覧

※背景に色がついていない団体が新規応募団体です。

| | 団体名 | 代表者名 | 団体概要(目的) |
|----|---------------------------|-------|---|
| 9 | 横浜日独協会 | 早瀬 勇 | 横浜市民及び市内在住のドイツ人に対して、日本とドイツの学術、文化、芸術、スポーツ、経済等に係る交流を通じ、相互の理解を深め、市民による草の根の国際協力と、その発展に寄与することを目的とする。 |
| 10 | 特定非営利活動法人 分譲マンション管理相談センター | 廣正 晋平 | 分譲マンションの管理、運営、維持、保全に関する相談に応じ、適切なアドバイス、情報の交換及び広報活動を行い、適正なマンション管理の推進など、公益の増進に寄与することを目的とする。 |